

# 災害復興住宅融資等に関する確認書

(金融機関名)

御中

申込本人(氏名)

実印

連帯債務者(氏名)

実印

私(連帯債務者を含みます。)は、災害復興住宅融資等(中古購入(マンション))の借入申込みを行った住宅について、次のとおり住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを確認しました。

なお、本確認書の記載内容に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地	地名地番	
	マンション名・部屋番号	

## <技術基準事項の適合確認表>

下表の1から7までの内容を確認し、内容確認欄にチェックを入れてください(記入の際は記載方法をご参照ください。)。

項目番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容	金融機関 使用欄
	適合	不適合 (※1)			
1	<input type="checkbox"/>	—	戸建 型式	地上階数3以上の共同建て住宅(※2)であること。 *該当しない場合は、本確認書ではなく「災害復興住宅融資等に関する確認書(中古購入(一戸建て等))」を使用して、技術基準に適合していることを確認してください。	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	—	構造	耐火構造の住宅または準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。 *項目番号1の内容確認欄で「適合」にチェックをしている場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	維持 管理	・管理規約が定められていること。 ・長期修繕計画の計画期間が20年以上であること。	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震 評価	※旧耐震の住宅(※3)の場合 ・下記の(1)または(2)のいずれかの書類により、耐震性を有していることが確認できること。 (確認書類)(1)耐震診断報告書 (2)中古住宅適合証明書 ・上記の確認書類の交付された日以後、増改築が行われていないこと。 (注)(2)の確認書類は、借入申込日時点での有効期間内であるものに限ります。 *旧耐震の住宅ではない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	劣化 状況	※築年数が20年超の住宅(※4)の場合 ・下記の(1)から(3)までのいずれかの書類により、劣化事象がないことが確認できること。 (確認書類)(1)既存住宅状況調査結果報告書 (2)耐震診断報告書(※5) (3)中古住宅適合証明書 ・上記の確認書類の交付された日以後、増改築が行われていないこと。 (注1)(1)および(2)の確認書類は、検査(診断)日が借入申込日時点で1年以内または借入申込日以後であるものに限ります。 (注2)(3)の確認書類は、借入申込日時点での有効期間内であるものに限ります。 *築年数が20年以内の住宅の場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用 住宅 の床 面積	※併用住宅(※6)の場合 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注)住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問い合わせください。 *併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>

※1 適合確認表の内容確認欄において、不適合の項目が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。

※2 共同建て住宅2戸以上の住宅が廊下、階段等を共有する建て方の住宅をいいます。

※3 旧耐震の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が確認できない場合は、新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前)の住宅をいいます。

※4 築年数が20年超の住宅とは、借入申込日の20年前の応当日以前に竣工した住宅をいいます。竣工した日は、検査済証の交付年月日または登記事項証明書の「表題部(建物の表示)」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日(新築)です。

※5 耐震性を有していることが確認できるものに限ります。耐震診断報告書は、劣化状況を勘査した上で耐震診断を実施したものです。

※6 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことです。

**適合確認表の内容確認欄をチェックする際に活用した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。**